

「広報しま」と「志摩市ホームページ」に掲載する 広告の広告主を募集します

平成24年4月から平成25年3月までの「広報しま」及び「志摩市ホームページ」に掲載する広告の広告主を募集します。

※「広報しま」は平成24年4月号から平成25年3月号まで、「志摩市ホームページ」は平成24年4月1日から平成25年3月31日までの掲載分です。

❖ 掲載規格及び掲載料金

広告媒体	掲載位置	サイズ	掲載料	募集枠数
広報しま	ページ1段 (2色刷り)	縦50mm×横88mm (1段2分の1相当)	1単位(3か月) 30,000円	8
志摩市 ホームページ (バナー広告)	トップページ	縦50ピクセル× 横140ピクセル	1単位(1か月) 5,000円	18

◎ 広告原稿は広告主で作成していただきます。掲載料に広告原稿デザイン・作成費用は含まれません。「広報しま」の原稿には、広告である旨を明記してください。

❖ 掲載の流れ

① 掲載の申込み

<「広報しま」>

広告掲載申込書に広告原稿を添えて、締切日までに郵送・FAX・Eメールのいずれかの方法によって市役所総務課に申し込んでください。

3か月を1単位の申込みとなります。2単位(6か月)、3単位(9か月)等、複数単位の申込みも受け付けますが、年度を越える期間は認められません。最長4単位(12か月)

複数枠の申込みも可能です。2枠の申込の場合、サイズは縦50mm×横175mmとなり、ページの1段を使用します。

<「志摩市ホームページ」>

広告掲載申込書に広告原稿を添えて、締切日までに郵送・FAX・Eメールのいずれかの方法によって市役所総務課に申し込んでください。

1か月を1単位の申込みとなります。2単位(2か月)、3単位(3か月)等、複数単位の申込みも受け付けますが、年度を越える期間は認められません。最長12単位(12か月)

② 掲載の決定等

申込書等を受理した後、志摩市広告掲載要綱等により審査・調査します。募集した枠数以上の申込みがあった場合、抽選により決定します。申込者の方には、掲載(不掲載)決定の通知を送付します。

③ 承諾書及び掲載料

掲載決定の通知とともに同封されている承諾書に記載された仕様等を承諾していた場合、承諾書に署名等していただき、志摩市役所本庁5階 総務課(志摩市阿児町鶴方3098番地22)まで提出してください。その際、承諾書の写しを保管しておいてくだ

さい。納付期限までに、同封されている納入通知書により掲載料を納付してください。複数単位の広告を掲載する方は、掲載料を一括前納してください。

④ 広告原稿

広告主は作成した広告原稿(完全データ)を承諾書に記載された期限及び方法で入稿してください。提出された原稿は以後、広告主の校正等を行いませんので提出前に十分、確認してください。

「広報しま」について、複数単位の期間を掲載する方で1単位ごとに広告原稿を変更する方は、別紙の期限を厳守し、入稿してください。

❖ 審査等

広告主の業種、市税等納付状況、広告原稿の内容、リンク先等を志摩市広告掲載要綱、志摩市広告掲載基準及び志摩市「広報しま」広告取扱要領又は志摩市ホームページ広告取扱要領により審査・調査します。

《志摩市広告掲載要綱一部抜粋》

(広告の対象範囲)

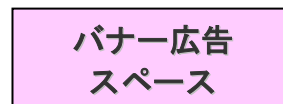
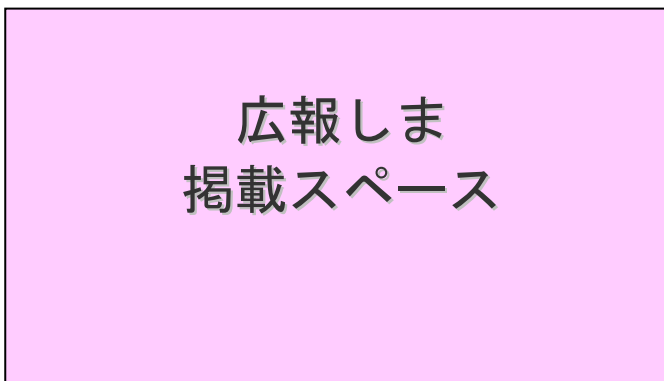
第3条 掲載できる広告は、次の各号のいずれかにも該当しないものとする。

- (1) 市の公平性、中立性又は品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (5) 個人、団体等の意見広告又は名刺広告に類するもの
- (6) 社会問題その他について、主義又は主張にあたるもの
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

❖ バナー広告の入れ替え

掲載最終日(別紙ホームページ日程参照)の翌日 午前8時30分から午前11時まで、入れ替え作業を行います。掲載作業にて多少の時間が前後することがありますが、ご了承ください。

———— サイズ見本 ————



担当	総務課 庶務第一係
連絡先	電話 0599-44-0201
	FAX 0599-44-5252